

大阪市告示第827号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、同条第9項の規定により、次の法人に対する指定の有効期間の更新を行ったので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和7年6月13日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
特定非営利活動法人 D x P	大阪市中心区天満橋京町1－27 ファラン天満橋33号室	令和7年6月8日から 令和12年6月7日まで
学校法人大阪経済大学	大阪市東淀川区大隅二丁目2番 8号	令和7年5月1日から 令和12年4月30日まで

（財政局税務部課税課）